平成27年条例第32号

有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用 及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。 (市の責務)
- 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必

要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の 規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられ ているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則(平成29年3月24日条例第8号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

別表第1(第4条関係)

73,72	X 分 1 (分 4 木)	,
執行機関		事務
1	市長	有田市乳幼児医療費の支給条例(昭和48年条例第7号)による乳
		幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(昭和54年条例第
		14号)によるひとり親家庭の医療費の支給に関する事務であって
		規則で定めるもの
3		有田市重度心身障害児者医療費支給条例(昭和51年条例第11号)
	市長	による重度心身障害児者の医療費の支給に関する事務であって
		規則で定めるもの
4	± E	有田市老齢者の医療費助成条例(昭和46年条例第24号)による老
4	市長	齢者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
_	市長	高齢者の居宅改修に要する費用の助成に関する事務であって規
5		則で定めるもの
6	市長 介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
		一般不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で
7	市長	定めるもの
	教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に
8		関する事務であって規則で定めるもの
9	教育委員会	幼稚園就園奨励費補助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報	
1	市長	有田市乳幼児医療費の	(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年	
		支給条例による乳幼児	法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律	
		の医療費の支給に関す	第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28	
		る事務であって規則で	年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭	

	定めるもの	和33年法律第128号)、国民健康保険法又は
	上ののもの	
		地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第
		152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保
		に関する法律による医療に関する給付の支
		給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		療保険給付関係情報」という。)であって
		規則で定めるもの
		(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に
		よる保護の実施又は就労自立給付金の支給
		に関する情報(以下「生活保護関係情報」
		という。)であって規則で定めるもの
		(3) 地方税法(昭和25年法律第266号)その
		他の地方税に関する法律に基づく条例の規
		定により算定した税額又はその算定の基礎
		となる事項に関する情報(以下「地方税関
		係情報」という。) であって規則で定める
		もの
		(4) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
		第7条第4号に規定する事項(以下「住民
		票関係情報」という。)であって規則で定
		めるもの
		(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
		びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
		配偶者の自立の支援に関する法律(平成6
		年法律第30号)による支援給付又は配偶者
		支援金の支給に関する情報(以下「中国残
		留邦人等支援給付等関係情報」という。)
		であって規則で定めるもの
		(6) 有田市ひとり親家庭等医療費支給に関
		する条例によるひとり親家庭の医療費の支
		給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	有田市ひとり親家庭医	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で
	療費の支給に関する条	定めるもの
	例によるひとり親家庭	(2) 生活保護関係情報であって規則で定め
	の医療費の支給に関す	るもの
	る事務であって規則で	(3) 地方税関係情報であって規則で定める
	定めるもの	もの
		(4) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238
L	1	(-) /2 - // / - M (-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	号) による児童扶養手当の支給に関する情
	報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)
	であって規則で定めるもの
	(5) 住民票関係情報であって規則で定める
	もの
	(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報で
	あって規則で定めるもの
	(7) 有田市乳幼児医療費の支給条例による
	乳幼児の医療費の支給に関する情報であっ
	て規則で定めるもの
3 市長	有田市重度心身障害児(1) 医療保険給付関係情報であって規則で
	者医療費支給条例によ 定めるもの
	る重度心身障害児者の(2) 身体障害者福祉法による身体障害者手
	医療費の支給に関する 帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する
	事務であって規則で定 法律(昭和25年法律第123号)による精神障
	めるもの 害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法に
	よる知的障害者に関する情報であって規則
	で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定め
	るもの
	(4) 地方税関係情報であって規則で定める
	<i>€の</i>
	(5) 住民票関係情報であって規則で定める
	<i>€の</i>
	(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報で
	あって規則で定めるもの
4 市長	有田市老齢者の医療費(1) 医療保険給付関係情報であって規則で
	助成条例による老齢者 定めるもの
	の医療費の助成に関す(2) 生活保護関係情報であって規則で定め
	る事務であって規則で るもの
	定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定める
	<i>€</i> Ø
	(4) 住民票関係情報であって規則で定める
	もの
5 市長	高齢者の居宅改修に要(1) 生活保護関係情報であって規則で定め
	する費用の助成に関するもの
	る事務であって規則で(2) 地方税関係情報であって規則で定める
	定めるものもの

			(3)	住民票関係情報であって規則で定める		
			₹ <i>0</i>			
			(4)	介護保険法(平成9年法律第123号)に		
			よる要介護認定に関する情報(以下「要介			
		護認定関係情報」という。)であって				
			で定	どめるもの		
6	市長	介護用品の支給に関す	(1)	地方税関係情報であって規則で定める		
		る事務であって規則で	もの			
		定めるもの	(2)	住民票関係情報であって規則で定める		
			60			
			(3)	要介護認定関係情報であって規則で定		
			める	もの		
7	市長	一般不妊治療に要する	(1)	地方税関係情報であって規則で定める		
		費用の助成に関する事	もの			
		務であって規則で定め	(2)	住民票関係情報であって規則で定める		
		るもの	\$0)		

別表第3 (第5条関係)

	機関	事務	機関	特定個人情報
1				
1	教育委員会	就学困難と認められる		(1) 生活保護関係情報であっ
		児童生徒の保護者に対		て規則で定めるもの
		する必要な援助に関す		(2) 地方税関係情報であって
		る事務であって規則で		規則で定めるもの
		定めるもの		(3) 児童扶養手当関係情報で
				あって規則で定めるもの
				(4) 住民票関係情報であって
				規則で定めるもの
				(5) 国民健康保険法(昭和33
				年法律第192号)による保険給
				付の支給に関する情報であっ
				て規則で定めるもの
2	教育委員会	幼稚園就園奨励費補助	市長	(1) 生活保護関係情報であっ
		に関する事務であって		て規則で定めるもの
		規則で定めるもの		(2) 地方税関係情報であって
				規則で定めるもの
				(3) 住民票関係情報であって
				規則で定めるもの